

第26回 参議院議員選挙に際して
LGBT (SOGI) をめぐる課題に関する
各立候補者の政策と考え方に関する調査のお願い

政党名 (自由民主党)
選挙区 (新潟県)
候補者名 (小林一大)

- 問1. 個人の選挙公約に性的指向・性自認に関する人権を保障する施策について記載はありますか。(選択式)
2.記載はないが、取り組む予定である

選択肢： 1.記載がある
2.記載はないが、取り組む予定である
3.記載はなく、取り組む予定もない
4.その他 ()

- 問2. 超党派の「LGBTの課題を考える議員連盟」で2021年5月に与野党合意に至った法案についてご意見をお聞かせください(選択式)
性的マイノリティの社会生活上の困難を軽減するため、地域・学校・職場等社会の様々な場面における理解増進を図るため、引き続き様々なご意見を伺いながら検討して参ります。

選択肢： 1.賛成
2.反対
3.その他 ()

- 問3. 性的指向及び性自認に関する法整備について、いつまでに成立させるべきとお考えですか(選択式)
当事者や関係者の皆さんの、様々なご意見に耳を傾け、より多くの性的マイノリティの方々にご賛同いただける法整備に向けて、議論を深めてまいります。

選択肢： 1.早急に成立させるべきだ
2.法整備は必要だが、さらに検討を重ね、国民的合意を図るべきだ。
3.法整備の必要性について、引き続き議論すべきだ。
4.法整備は必要ない
5.その他 ()

問4. 以下の各分野の課題について、どのようなスタンスでしょうか。（選択式）

<選択肢> 1. 賛成、2. どちらかといえば賛成、3. どちらかといえば反対、4. 反対
その他

- (1) LGBT に対する（性的指向・性自認に係る）、差別や不利益取扱い防止・禁止する法律やルールを制定すべきだ。
性的マイノリティの社会生活上の困難を軽減するため、地域・学校・職場等社会の様々な場面における理解増進を図ってまいります。
- (2) 学習指導要領に盛り込み義務教育の中で性的指向・性自認の多様性について子ども達に教育すべきだ。
性的マイノリティの多様性について指導内容として扱うことは、個々の児童生徒の発達の段階、保護者や国民の理解、教員の適切な指導の確保などを考慮しながら検討すべきものと考えます。
- (3) 学校における、LGBT へのいじめ・ハラスメントの防止体制を確立すべきだ。
性的マイノリティの社会生活上の困難を軽減するため、地域・学校・職場等社会の様々な場面における理解増進を図ってまいります。
- (4) 多様な性自認・性的指向に基づいた適切な対応ができるよう、教育現場や医療現場など各分野の実態調査を行い、結果を公表すべきだ。
国内外の様々な立場の方からの知見を集めるなど調査研究を行い、適切な対応を行うことは必要と考えます。
- (5) 性的指向・性自認に関する職場の取り組みについて、国が広くガイドラインを策定するなど、企業等の取り組みを積極的に支援すべきだ。
「従業員の多様な性的指向および性自認を積極的に受容する取り組みを行っている企業等が存在することを踏まえ、そうした事例を収集し広く情報提供を行うことにより、当事者が就職の際参照できるようにするとともに、他事業者の取り組み検討の参考に供し、後押しをすること。また職場における自主的な取り組みを促すため、ガイドラインの策定等の施策の検討を積極的に進めること。」 「公正な採用選考についての事業主に対する啓発・指導において、性的指向や性自認に関する内容も含めることにより、当事者が不当な取り扱いを受けることを防止すること。」と政府へ要望を行い、政府の取組みについてフォローアップを行っております。
- (6) 困難を抱く「LGBT」等当事者に対する、相談・支援の仕組みを、学校・職場・地域等に整備すべきだ。
同上
- (7) 相続や各種の補償などについて民法上、同性パートナーが配偶者として扱われないことで生じる不利益を、同性パートナーも配偶者として同等に扱うことで、解消すべきだ。
先ずは、国民の理解を前提に慎重な議論が必要だ。不利益が生じていることがらについて

は、現行法内でできることを確実に進めることが大事だと考えております。

(次のページへ続きます)

問 5.性同一性障害特例法の見直しについて、下記の背景を踏まえて、お答え下さい。（選択式）

〔背景〕

戸籍の性別変更の要件は、性同一性障害特例法（2003年成立、2008年改正）で定められています。しかし、WHOの国際疾病分類第11版（ICD-11）が2022年1月から国際的に発効し、「精神障害」の分類にあった「性同一性障害」が削除されて「性の健康に関する状態」分類の中に「性別不合」（日本精神神経学会仮訳）として位置づけ直されたことに鑑み、同法を改正する必要があると指摘されています。また、海外の現状と比べると要件が厳しすぎるとの指摘もあります。現在要件外の当事者についても、円滑な社会生活を行えるよう、改正を求める強い要望が当事者団体などから出されています。たとえば、

- ・ 「現に未成年の子がいないこと（子なし要件）」に関して
→未成年の子どもがいても、子どもが親の外見等の変更を受け容れていたり、円滑で安定的な就労による子の扶養のためにも、性別変更が望ましいと思われるケースが少なくない。性別変更を認める諸外国（イギリス、フランス、イタリア等）では、こうした要件を課す国はない。
- ・ 「手術要件」に関して
→既に海外では手術を性別変更の要件にしない国が増えつつある（現在73ヶ国）。WHOの勧告にあるように、戸籍の性別変更手術を要件とすることは、人権上問題である。また身体的・経済的負担が非常に大きいことから問題であり、外すべきである。
- ・ 「非婚要件」に関して
→特例法では性別変更にあたり「現に婚姻していないこと」を要件にしている。この「非婚要件」については近年ヨーロッパ諸国を中心に同性婚が認める国が増え、そのような国々を中心にこの要件は廃止となっている。

<選択肢>

1. 積極的に見直して改正すべき
 2. 改正が必要か否か検討すべき
 3. 見直す必要はない
 4. 答えられない／わからない
- その他

- (1) 子なし要件を削除し、家庭裁判所による個々の事情を踏まえた判断にゆだねる
当事者や関係者の中で、様々なご意見があることは承知しております。そのようなご意見を踏まえ、国会で議論されることと承知しております。
- (2) 手術要件を削除する
当事者や関係者の中で、様々なご意見があることは承知しております。そのようなご意見を踏まえ、国会で議論されることと承知しております。
- (3) 必要な関連法改正を行ったうえで、非婚要件を削除する
当事者や関係者の中で、様々なご意見があることは承知しております。そのようなご意見を踏まえ、国会で議論されることと承知しております。

（次のページへ続きます）

問 6. 最後に感想や、当事者やその家族の皆さんへのメッセージなど自由にコメントをお願いします。

アンケートは以上となります。

様々なご意見や価値観があるものと承知しています。国としては丁寧な議論の上、皆様が過ごしやすい日本を作っていくことが必要だと考えます。

ご協力いただき、誠にありがとうございました。